

川崎市立学校における P T A の会費の取扱等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立学校（川崎市立看護短期大学を除く。以下「市立学校」という。）に係る P T A の会費に関し、委任を受ける場合の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「P T A」とは、市立学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者及び当該学校の教職員で構成される、当該市立学校における幼児、児童及び生徒の健全育成を行うことを目的として設立されている団体をいう。

(委任)

第3条 当該市立学校に係る P T A の会費に係る次の事項に関し、当該 P T A の代表者から委任を受けることができる。

(1) 保護者から P T A の会費を収納すること（未納者に対する督促等を除く。）。

(2) 前号の規定により収納した P T A の会費を、当該 P T A の代表者を名義人とする口座へ入金すること。

(委任の手続)

第4条 P T A の代表者は、前条の規定により委任を行う場合は、委任状（第1号様式）により、委任を申し込むことができる。P T A の代表者が交代した場合も、同様とする。

2 前項の規定による委任の申込みを受けた場合は、前条に規定する委任を受ける事項について適切に遂行することができるよう当該市立学校と P T A による協議を行った上で、他の校務に支障がないと認められるときは、当該委任を受諾するものとする。

(保護者への通知)

第5条 前条の規定により委任を受けた場合は、委任を受けたことその他必要な事項を、受任通知書（第2号様式）により、委任に係る保護者に対し通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を行う時期と同時に、委任をしたPTAに係る市立学校から保護者に対し交付する別の文書がある場合であって、当該文書において当該通知で通知すべき必要な事項が記載されているときは、当該文書の配布をもって当該通知に代えることができる。

附 則（令和4年2月15日施行）

この要綱は、決裁の日から施行する。

第1号様式

年　月　日

委　任　状

○○○ P T A 代表 ○○○○は、川崎市長に対し、次の事項を委任する。

- 1 P T A会費の収納に関すること。ただし、未納者に対する督促等は除く。
- 2 収納した会費を、次の口座に入金すること。

金融機関名 _____

口座名義 _____

口座番号 _____

口座の種類 普通 当座

○○○ P T A 代表 ○○○○印

第2号様式

年　　月　　日

様

川崎市立

学校

校長

受 任 通 知 書

日頃から本校の運営に御協力いただきましてありがとうございます。

あなたが加入している〇〇〇〇のPTA会費の収納等につきまして、〇〇〇〇の代表者である〇〇〇〇様から委任を受けておりますので、PTA会費は本校が口座振替等により徴収させていただきます。

なお、本通知書は、転校又は卒業するまで、又は新たな代表者による委任がなされるまでの間お手元に保管してください。

川崎市立学校におけるPTAの会費の取扱等に関する要綱 解説

初版 令和4年3月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立学校（川崎市立看護短期大学及び川崎市立看護大学を除く。以下「市立学校」という。）に係るPTAの会費に関し、委任を受ける場合の手続その他必要な事項を定めるものとする。

【解説】

制定までの経緯

PTA会費については、保護者の振込手続きや手数料負担軽減などの観点から、多くの学校において、学校徴収金と合わせて口座引き落としをした後、教職員等がPTAの口座に振替の処理を行っている。

このような事務処理について、令和3年3月5日付けの市民オンブズマン調査結果において、『PTA独立の原則がありながら、学校がPTA会費を集めることについて、「以前からずっと行っている」と慣習として行われている現状があり、学校における取扱権限が不明確である。』との指摘を受け、当該業務の取扱権限等を明確にするよう求められた。

のことから、PTA会費の収納等に関する事務を明確化するため、「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」、「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則」、「川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則」の一部を以下のように改正する規則を制定（令和3年11月17日公布。）した。

これにより、PTA会費の収納等については、PTAからの委任に基づき、校務として明確に位置づけられた。

川崎市立小学校及び中学校の管理運営規則に関する規則等の一部を改正する規則（抜粋）

(PTA会費の収納等)

第14条の2 校長は、PTA（学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。）の代表者から市への委任に基づき、PTA会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金に関する事務（未納者に対する督促等に関するものを除く。）を処理するものとする。

2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「PTA」とは、市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該学校の教職員で構成される、当該市立学校における児童、生徒の健全育成を行うことを目的として設立されている団体をいう。

【解説】

一般的にPTAの法的性格は、法人格を持たない任意団体であり、いわゆる権利能力なき社団となる。私法上の権利や義務の主体となるには、自然人や法人のように権利能力を要するが、権利能力なき社団であるPTAは、それ自体として契約の当事者になることはできないため、外部と契約を締結する必要がある場合には、自然人であるPTA会長が契約当事者となる。

なお、権利能力のない社団の要件としては、最高裁(S39.10.15)によると「団体としての組織をそなえ」、「多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存在し」、「代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定している」ことが必要だとしている。

(委任)

第3条 当該市立学校に係るPTAの会費に係る次の事項に関し、当該PTAの代表者から委任を受けることができる。

- (1) 保護者からPTAの会費を収納すること（未納者に対する督促等を除く。）。
- (2) 前号の規定により収納したPTAの会費を、当該PTAの代表者を名義人とする口座へ入金すること。

【解説】

- 1 「委任」とは民法第六百四十三条により、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずるものである。
- 2 第1号の「収納」には、保護者名義の銀行口座から引落しによる場合に限らず現金徴収による場合など、その他の方法を含む。
- 3 「督促等」とは、裁判所による督促手続のことであり、債権者であるPTAが申し立てを行うもので、学校に委任するものではない。学校において行われる口座引落不能による未納のお知らせ等は、本条の督促には含まれない。

(委任の手続)

第4条 P T Aの代表者は、前条の規定により委任を行う場合は、委任状（第1号様式）により、委任を申し込むことができる。P T Aの代表者が交代した場合も、同様とする。

- 2 前項の規定による委任の申込みを受けた場合は、前条に規定する委任を受ける事項について適切に遂行することができるよう当該市立学校とP T Aによる協議を行った上で、他の校務に支障がないと認められるときは、当該委任を受諾するものとする。

【解説】

- 1 委任状（第1号様式）による委任の申し込み先は、市立学校の長とする。
- 2 「同様とする」とは、P T Aの代表者が交代した場合において、新しい代表者は、あらためて委任の申込みが必要となることをいう。よって学校は、新しいP T A代表者に対して、委任状により委任を申し込むのか、P T A自ら会費を徴収するのか確認しておく必要がある。
なお、委任を申し込むことを確認した場合、速やかに委任の手続を開始し新しい代表者名の委任状を受領すること。これは、P T Aの代表者が交代した場合、P T A口座の名義人も新しい代表者名となり、委任者と口座名義人が異なることのないように留意するためである。
- 3 「適切に遂行することができるよう当該市立学校とP T Aによる協議」とは、委任事務を適切に遂行できるよう、学校とP T A間において、保護者に対するP T A会費の徴収についての説明及びP T Aへの加入、非加入の意思確認などについて確認しておくことをいう。
- 4 委任状は川崎市公文書管理規則（同規則第7条別表「契約、協定に係る公文書に該当」）等に基づき、保存期間は5年とし、鍵のかかるロッカー等で適切に保管し、保存期間経過後は、裁断・溶解等の方法により適正に廃棄する。
- 5 P T A会費は、P T A自らが会員から集金することが原則であることや、教職員の負担軽減の観点からも、P T Aと十分に協議の上、受諾するかどうかを決定すること。

(保護者への通知)

第5条 前条の規定により委任を受けた場合は、委任を受けたことその他必要な事項を、受任通知書（第2号様式）により、委任に係る保護者に対し通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を行う時期と同時期に、委任をしたPTAに係る市立学校から保護者に対し交付する別の文書がある場合であって、当該文書において当該通知で通知すべき必要な事項が記載されているときは、当該文書の配布をもって当該通知に代えることができる。

【解説】

1 市立学校の長は、PTA会員である保護者に対して、委任を受けたことを通知しなければならない。これは委任という法律行為によりPTA会費に係る債権者がPTAの代表者から市立学校の長に移ったことを債務者である保護者にお知らせするものである。

2 「委任に係る保護者」とは、PTA会費徴収の対象者となる保護者ことを指し、PTA非加入により会費を徴収しない保護者は含まない。

3 「別の文書」とは、学校だより等保護者宛ての文書を言う。

(例) 「PTA会費の徴収等について」

このたび、PTA会長からPTA会費の収納及び収納した会費の口座への入金についての委任状を受理しましたので、今後は本校がPTA会費を学校徴収金と一緒に保護者の皆様の口座から引落しをさせていただきます。